高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成21年３月27日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成 23 年６月 30 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　西村　英俊

記

１．［２］⑵㉙に次のとおり加える。

企画割引「沖縄自動車道における割引」

イ　割引をする自動車

沖縄自動車道を通行する全自動車（駐留軍公用車両を除く。）。

ロ　割引額

次表の額（単位：円）を割引く。

軽自動車等

100	50	50	50	50	50	50	50	0	0	—	那覇
50	50	50	50	50	50	50	0	0	0	西原ンション	
50	50	50	50	50	50	0	0	0	西原		
50	50	50	50	50	0	0	0	北中城			
—	—	—	—	—	—	—	喜舎場スマート				
50	50	50	50	50	0	沖縄南					
50	50	50	0	0	沖縄北						
50	50	0	0	石川							
—	—	—	屋嘉								
50	0	金武									
0	宜野座										
許田											

普通車

100	100	50	50	50	50	50	50	50	0	—	那覇
100	100	50	50	50	50	50	50	0	0	西原ンション	
100	50	50	50	50	50	50	0	0	西原		
100	100	50	50	50	50	0	0	北中城			
—	—	—	—	—	—	—	喜舎場スマート				
50	100	50	50	50	0	沖縄南					
50	50	50	50	0	沖縄北						
50	50	0	0	石川							
—	—	—	屋嘉								
50	0	金武									
0	宜野座										
許田											

中型車

150	100	100	50	100	50	50	—	50	0	—	那覇
100	100	100	50	100	50	50	—	50	0	西原ンション	
150	150	100	100	100	50	50	—	0	西原		
100	50	50	50	50	50	0	—	北中城			
—	—	—	—	—	—	—	喜舎場スマート				
100	100	50	50	50	0	沖縄南					
100	50	50	50	0	沖縄北						
50	50	0	0	石川							
—	—	—	屋嘉								
50	0	金武									
0	宜野座										
許田											

大型車

150	150	100	100	100	50	50	—	50	0	—	那覇
150	150	100	100	100	50	50	—	50	0	西原ンション	